

長野県中学校の文化部活動方針（案）について〔概要〕

学びの改革支援課

策定の背景及び趣旨

小・中学生期における課外活動・文化部活動の課題

- 一部の過熱化による活動の長時間化により、児童生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題が指摘されている。
- 中学校で「文化部活動の延長として行われている社会文化活動」は責任の所在が曖昧であるなどの課題がある。
- 教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。
- 少子化の進展により、従前と同様の運営体制では課外活動・文化部活動の維持が難しく、存続の危機に直面している学校もあるほか、多様なニーズへの対応が必要である。

文化庁からの要請（文化部活動の方針の策定等）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.12 策定 文化庁）	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「文化部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
市町村教育委員会	・県の方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定すること。
校長	・市町村の方針に則り「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、HP等により公表。

目指すところ ～「スチューデント・ファースト」の理念に基づいた、持続可能な芸術文化環境の構築～

- 合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 学校全体として小学校課外活動及び文化部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、小学校課外活動及び文化部活動の多様性に留意し、実施形態などの工夫を図る。

方針の主な概要

《文化部の活動基準（適切な休養日と活動時間等の設定）》

長野県中学校の文化部活動方針 ※小学校は「生徒」を「児童」、「部活動」を「課外活動」に読み替え	
休養日の設定	<ul style="list-style-type: none">○ 学期中は、<u>週当たり2日以上</u>の休養日を設ける。 （平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。）○ 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養を設定する。特に、生徒が十分な休養を取ることができるように、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	<ul style="list-style-type: none">○ 1日の活動時間は、<u>長くとも平日では2時間程度</u>、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、<u>長くとも3時間程度</u>とする。なお、大会・コンクール等への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。
朝部活	<ul style="list-style-type: none">○ 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の文化部活動は、原則として行わない。

《県教育委員会の役割》

- 少子化や児童生徒の多様なニーズ等に対応する小学校課外活動及び文化部活動の在り方を検討し、市町村教育委員会等を支援。
- 児童生徒の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの根絶等、適切な指導の実現に向けた研修等の充実。
- 学校単位で参加する大会の見直しが進むよう、市町村教育委員会や小学校課外活動及び文化部活動に関わる諸団体等と連携を図る。

《市町村教育委員会の役割》

- 部活動指導員の積極的な配置及び任用前、任用後の定期における研修等の指導・運営に係る体制の構築。
- 複数校による合同の活動等、児童生徒のニーズを踏まえた芸術文化環境の整備。
- 各中学校区に文化活動運営委員会を設置。（部活動運営委員会を設置している場合は、その活動を充実させる。）

《校長の役割》

- 適正な数の小学校課外活動及び文化部活動を設置。
- 児童生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた活動を行うことができるよう検討。
- 教育上の意義及び児童生徒や顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査。

長野県高等学校の文化部活動方針（案）について[概要]

学びの改革支援課

策定の背景及び趣旨

本県の高校生の芸術文化を巡る現状

- 生徒のバランスのとれた心身の成長と望ましい生活習慣の確立を考慮しながら、文化部活動を進める必要がある。
- 少子化の進展により従前と同様の運営体制では文化部活動の維持が難しく、存続の危機に直面している学校もある。
- 持続可能な文化部活動のためには、生徒のニーズと学校の実情に応じた活動とする必要がある。

文化庁からの要請（文化部活動の方針の策定等）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.12月策定）	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「文化部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
校長	・県の方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定すること。 ・活動方針をホームページへの掲載等により公表すること。

目指すところ ～将来にわたり持続可能な文化部活動の構築～

- 豊かな心や創造性の涵養を目指した教育に努め、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、合理的で効率的、効果的な取組とする。

方針の主な概要

《文化部の活動基準（適切な休養日等の設定）》

	方針
休養日の設定	<ul style="list-style-type: none">○ 学期中は、原則として、<u>週当たり2日以上</u>の休養日を設ける。 （平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会やコンクールの参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）○ 長期休業中の休養日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	<ul style="list-style-type: none">○ 1日の活動時間は、平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む）ともに長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 なお、大会やコンクール等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。 <p>※活動時間とは、部活動として活動する時間である。ただし、会場への移動、当日の準備・片づけの時間は含まない。</p>

《県教育委員会の役割》

- 各校の活動方針策定等が効率的に行えるよう、書式の作成を含めた実施環境を整備
- 生徒の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの根絶等、適切な指導の実現に向けた研修等の充実
- 高文連等と連携し、学校単位で参加する大会等の見直しを検討

《校長の役割（文化部活動の方針の策定及び適切な休養日の設定等以外の主なもの）》

- 適正な数の文化部の設置
- 生徒の多様なニーズに応じ、学校の実情に合わせた文化部設置の検討
- 教育上の意義及び生徒や顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査